

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
17	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	1
1	住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等	3
2	補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備	7
19	最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入	9
5	犬の登録及び管理方法の見直し等	11
6	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること	18
7	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し	21
22	建築基準法第 86 条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和	23

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	231	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	231)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令 169 条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。

具体的な支障事例

当県では、東三河地域の振興に取り組むため、地域づくりの主体となる県、市町村、経済団体、住民等が連携した「東三河ビジョン協議会」を設立。同協議会で 2030 年度までの重点的な政策の方向性を示す「東三河振興ビジョン 2030」を策定した。

同ビジョン推進にあたり、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施する。同プロジェクトは、森林関連産業の成長産業化に向けた可能性を探り、森林資源を活用した東三河の振興を目指している。同プロジェクトの事業のひとつに、森林信託制度の導入検討を掲げており、現在、その実現可能性調査を事業として実施している。

この事業において、森林信託の候補地をピックアップしたところ、県内の「財産区の森林」が候補のひとつとしてピックアップされた。財産区を含む地方公共団体の普通財産である土地については、地方自治法第 238 条の 5、および同施行令第 169 条の6の規定により、信託できるのは、信託の目的が「信託された土地に建物を建築」又は「信託された土地を造成」に限定されている。このため、財産区の土地を、森林の施業・管理を目的として信託することはできない。

民間の森林と財産区の森林を一緒に信託することが可能になれば、より広い面積に集積することができ、一体として森林の施業・管理を行うことが可能になり、以下(制度改革による効果)のとおり財産価値を高める効果が期待できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年度、基礎調査を委託している信託銀行から、市町村からの財産区の森林整備の信託要望に対応できるよう、地方自治法施行令第 169 条の6に規定する目的として、財産区の森林の管理・保全を対象としてほしい旨の意見があった。民有林の森林信託の事例は、岡山県西栗倉村において事例あり。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

商事信託としての森林信託は、森林の所有者に代わって森林の施業・管理を行う仕組みであり、信託法、信託業法等が適用される。信託期間中は、信託銀行が元の所有者に代わって森林組合や林業事業体等との契約手続きや収支管理を行い、必要経費を控除した利益を信託配当として元の所有者に分配する。

信託報酬などの費用は追加で必要になるものの、日常的な管理業務は受託者が行うため、現在の財産区管理委員や財産区に権利を有する者の負担を軽減しながら、荒廃を防ぎ財産価値を高めることが期待できる。

また、財産区の森林を周囲の民間の森林と一体で計画的に施業・管理を行うことによって、森林の収益性向上も期待でき、効果的かつ効率的な森林資源の活用と、産業振興・地域振興の推進が期待できる。

根拠法令等

地方自治法第 238 条の5第2項、地方自治法施行令第 169 条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県

—

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）及び有価証券のみ認められている。

このうち、土地の信託については、

- ① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。
- ② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。
- ③ 信託された土地の処分を行うこと。

を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとされている。

御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省、国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	30-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	30)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。

また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務は住民基本台帳法における別表で規定されており、別表に記載されていない事務については各市区町村等に対する公用請求により情報を取得する必要がある状況。

【支障事例、制度改正の必要性】

当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから(請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件)、円滑な事務執行の支障となっている。

公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある(例:更生保護法第30条、河川法第75条及び第77条、道路運送法第4条及び第38条を根拠とする事務等)。

【支障の解決策】

以下の解決策を提案する。

- ・現状の国の機関や市区町村等の事務の実態に即して、住民基本台帳法別表の見直しを行う。
- ・国の機関や市区町村に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を行う。

上記により、住民基本台帳ネットワークシステム利用拡大のための門戸を広げることができ、その周知により住民基本台帳ネットワークシステムの利用促進を図ることができることから、支障の解決に寄与するものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務が拡大され、公用請求自体の件数が減少することにより、公用請求に対応する各市区町村の事務負担の軽減に寄与するものとする。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報取得が可能な事務が拡大されることにより、各機関が公用請求を行う事務負担及び郵送等に係る期間及び費用が軽減され、各機関の負担軽減にも繋がるものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 9、第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12、第 30 条の 15、第 30 条の 23、第 30 条の 28、第 30 条の 30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

○公用請求については書類の審査、発行、照会、交付と手順を経て対応しているところであるが、利用可能な事務が拡大されることにより当課の対応にかかる事務が軽減されるだけでなく、担当部署においても当課からの交付を待つことなく自庁において処理を進めることが可能となり、双方にメリットがあると考えられる。

○当市では、年間約 15,000 件の住民票等の公用申請を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから、円滑な業務執行の支障となっている。

○当市では 46,000 件超の公用請求を処理しており、多くの時間を要していることから円滑な事務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の住所の調査も多く、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能になれば、処理件数も削減でき、請求する側もされる側も業務の効率化が図られる。

○当市においても、住民基本台帳関係の公用請求が年間約 1 万件あるため、事務が逼迫している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。

また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	30-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	108)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすること及び当該システムの活用可能事務の拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

本人確認書類として住民票(写)の提出を求めている行政手続について、住基ネット情報を用いて住民票情報を確認することによって、申請者からの住民票(写)の提出を不要とすることを可能としていただきたい。
住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住基ネットシステムの利用を通じて最新の住所確認等を行えるよう、住民基本台帳法の規定を見直すことを求める。

具体的な支障事例

自治体が窓口となって受け付けている行政手続の中には、申請者の居所を証明する書類として、社会通念上一般的な運転免許証の提示やその写しではなく、住民票(写)の提出を求めているものがあるが、住民票(写)に記載されている情報は、その自治体の居住者であれば、住基ネット端末で確認できることから、取得に手数料のかかる住民票(写)をわざわざ提出させる意義が乏しく、申請者にとってもコスト面や手間の面で少なからず負担になっている。

住民基本台帳法で規定されていない事務における住民票情報の取得に関しては、各市区町村等に対して公用請求を行う必要がある。その目的としては、単に最新住所を確認するだけのものも多く、住基ネット情報の確認で足りるところを、現状は請求、返送とも紙でやり取りしており、双方の機関にとって負担になっている(例:更生保護法第30条の規定に基づき保護観察所から公用請求を受けるケース)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体が窓口となって受け付けている行政手続において、申請者が自らの住民票を取得する手間とコストが軽減されるほか、住民票の公用請求を行う自治体職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、第30条の23、第30条の28、第30条の30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市

○行政手続において、住基ネットに必要な住民票情報が確認できることで、市民及び事務の負担が軽減される。

各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。
また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	73	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	73)			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること

提案団体

宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

デジタル庁の「JGrants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。

- ・地方自治体や民間事業者への各省庁の補助金等情報（関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等）を一つの窓口で確認できるようにすること。
- ・検索性や利便性を高めるため、AI等を活用し、用途や地域特性等に応じた関係補助金等が抽出される機能をもたせること。
- ・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようにすること。

具体的な支障事例

国の各種支援制度は各省庁の分野毎にHPに掲載されており、行政機関の職員でも、目的に見合った補助金等をリストアップするのに相当の労力がかかる。特に市町村は限られた人員で多数の制度を担当しており、制度や事例を深く調べる時間的余裕がなく、都道府県職員に頼らざるを得ない状況である。

また、市町村事業を都道府県経由で国に申請を要する場合、都道府県の担当者は制度や他県事例等を相当程度学習・調査し市町村に助言を行っており、業務負担が発生しているが、その業務自体は単なる国と市町村の間の中継業務となっている。

なお、他県においても、市町村からの問合せを都道府県担当が対応し、国に確認する、という作業を行っていると思料され、各自治体の問合せが自治体間で蓄積・共有されることにより、より円滑・適切な業務遂行が可能になると思われる。

上記のような中継業務は、提案する総合案内窓口に情報を蓄積することやAI等の活用を進めることで業務負担の軽減が可能である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村職員からは「支援メニューが多すぎて調べきれない」、「HPのどこを見ればよいか分からない」、「実際に自分の町で活用できそうな支援を見つけられない」等の意見を聞いている。

地元金融機関からも、「国のHP上で最新の制度がどれかを見つけることが困難で、県に資料一式を提供してもらおうほうが手取り早い」という話があった。

地元事業者には、「WEBで検索しても上位表示されず見つけられない」、「国HP上の制度紹介窓口が複数あり分かりづらい」、「紹介された支援制度を知っていれば使いたかった」等の意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【行政機関】

市町村にとっては、必要なタイミングで必要な情報を取得することができ、企画立案のスピードや精度の向上に寄与することが期待できる。

都道府県にとっては、制度や事例、質疑等が集約されることにより、業務負担の削減が見込まれる。

また、当該統一窓口システムについて、自治体側の補助金等情報を追加することで、国と地方の情報を一体的に把握できるシステムとなり、国機関としても、制度運用の業務支援に繋がるだけでなく、活用実績や効果検証等の情報も同一システムに取り込むことにより、制度改善に向けた分析や、新たな支援制度の企画立案などに寄与するものと思われる。

【行政機関以外】

窓口を一本化することにより、検索上の事業者等の利便性向上が図られる。また、各支援メニューの認知度向上・活用率向上が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市

○本提案の実現により、各種補助制度等の情報収集が容易となることから、補助金等を活用した事業の企画立案等の場面においての活用が期待されるほか、市民や企業等からの問合せに対しても迅速な情報提供が可能となるなど、行政サービスの向上にも寄与される。

○制度について県を通じ国に質問をしても、回答に時間を要したり、回答がないままになったりすることがあり、時間のロスが生じている。

各府省からの第1次回答

補助金申請システム(J グランツ)は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能です。

各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載いただくことも可能となっております。引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携してまいります。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	242	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	242)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

具体的な支障事例

【支障事例】

当県では最終処分場設置に条件の良い特定の地域に 200 を超える最終処分場が設置されてきた。そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中が当該地域にて問題となっている。

このような状況に対し、当県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1km 以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところである。

【支障の解決策】

指導要綱による対応には限界があり、調整には多大な労力を要し、苦慮してきた。根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が集中する地域について、その総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望する。

【現行制度では対応が不十分である理由】

本件については平成 27 年に同様の提案を行っており（管理番号 105）、環境省からの回答が示されているところである（地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっている）が、先述のとおり、指導要綱による対応には限界があり、許可申請書が提出された場合、法令上の要件が満たされていれば許可せざるを得ない、というのが現状であって支障は継続している。

また、平成 27 年の回答では、廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項において、「周辺地域の生活環境の保全…について適正な配慮がなされたものである」ことを都道府県知事の許可要件にしていることが示されているが、生活環境影響調査は、安定型最終処分場の設置に関し、地下水汚染を予測、評価することを要件としていないことから、安定型最終処分場の設置許可に当たっては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を審査し、当該基準に適合していれば許可せざるを得ず、安定型最終処分場の集中立地によって、複数の処分場に起因する地下水汚染の未然防止には対処できないと思料され、現状では、地元住民の不安を払拭できていない。同様に平成 27 年の回答では、同法第 15 条の 2 第 4 項などにおいて、「生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とこととして示されているが、あくまで許可を前提とした許可時の条件設定に関する条文であることから、本支障の解決には至らないものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物処理法に、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準及び処分場の設置許可に地域の実情を反映させるための地方の裁量を認める規定を創設することにより、地元調整、事業者の指導について明確な根拠を持った対応が可能となり、業務量の削減に資する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市

—

各府省からの第 1 次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。)は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。

廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求めており、安定型最終処分場であっても埋立作業における大気環境の粉じん、騒音及び振動等が調査項目となっている。(廃棄物処理施設生活環境影響調査指針)

また、都道府県知事は、以下の条件に適合しない場合には、設置許可をしてはならないとされている。(法第十五条の二第1項)

①その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(第一号)

②その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。(第二号)

さらに、当該地域の実情に応じて許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付することができるとされている。(法第十五条の二第4項)

このため、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっているものと考えられる。なお、本件は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成 10 年5月7日衛環第 37 号)」により各都道府県及び政令市に対して周知済みである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	10	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	10）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等

提案団体

津山市、川崎市、岡崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一のシステムを整備すること。

また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。

具体的な支障事例

当市は登録原簿等の情報を電子データで管理しているが、転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっている。これに加え、犬の所在地の変更に係る書類については紙媒体で保存しており事務スペースを圧迫させている。また、令和5年度に県内市町村にアンケートを行った結果、回答のあった全ての市町村において登録原簿の電子化は行われているものの、当市と同様の運用を行っているとのことであり、大半の市町村において電子データのやり取りに前向きであった。なお、県外の市町村とのやり取りも紙媒体で行っていることから、全国の市町村においても同様の状況と推察される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子データによるやり取りで完結することで、事務の効率化や郵送代の経費削減が見込める。

根拠法令等

狂犬病予防法施行令第2条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市

○次の3点の課題から、全国統一的なシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている。

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③全国的な登録原簿の受け渡しに事務負担が掛かっている。

○犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等について、電子データでの送受信が実現すれば事務作業の効率化や郵送費用の削減が見込める一方、個人情報の漏洩リスクに備え慎重に対応しなければならない。「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」に転出通知を追加するだけでも多くの自治体で市町村間の通知事務が削減され負担軽減になると考える。

○当市においても提案団体と同様の運用を行っている。犬の所在地の変更については転入先からの通知がない限り当市では異動が分からず、犬の所有者から苦情が寄せられることがある。全国統一的なシステムを構築し、オンライン上で住所変更や所有者変更を可能となれば市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化が図られるほか、犬の所有者に対しても正しい情報を提供することができる。

○当市においても登録原簿等の情報は電子データで管理している。転出入に伴う自治体間の書類のやり取りでは、提案自治体と同様に、郵送等が業務上負担となっている。一方、電子データでのやり取りは、当市規程に基づき情報保護の観点からデータの暗号化など各種対策を講じる必要があることや、送付先の自治体ごとに送付方法等の調整が必要であるため、業務負担となる点は留意する必要がある。

○提案内容に加えて、犬の飼い主が紛失や、譲渡の際に渡されていないために鑑札がなかった場合、転入の際に登録の確認に時間を要することから、一元化したシステムで検索が可能となれば、行政及び飼い主の負担が軽減される。また、注射履歴も検索及び取り込みが可能となれば、かなりの事務負担軽減となる。ペットショップ間の店舗移動における転入の手続がなされていないことや、生後 91 日経過後の登録がなされていないことで、購入者及び行政が戸惑うことが多いため、登録の厳格化、顧客への確実な情報伝達を厳格化することを強く要望する。

○ワンストップサービス開始から2年が経過したが、依然として加盟市町村が少なく、全国の市町村によって扱いの差が生じており、個別対応をせざるを得ない状況にある。早急に全国で統一されたシステムによる管理を行うとともに、本サービスへの加盟市町村が増えるような制度の構築を願う。

○当市では事務の効率化を図るべく、電子データによる送付を進めているが、電子データでの送付が明確化されていないことから紙媒体での送付を要求する団体が一定数ある。また、電子データでやり取りを開始するにあたり、全国自治体の犬の登録事務を行う部署のメールアドレスを容易に把握できる術がないため、現在は事前に各自治体へメールアドレス及び意向の確認を行う必要があり、負担となっている。

各府省からの第1次回答

ご提案の「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 39 条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

後段の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月 28 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示ししているところである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	114	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	114)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようにする等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。
それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、犬猫へのMCの装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられ、また、同時に狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度(ワンストップサービス)が創設された。自治体と同制度に参加した場合、指定登録機関から犬のMC登録情報が自治体に提供されるとともに、その情報提供が狂犬病予防法上の登録申請とみなされる等、自治体や住民にとって、申請手続きにかかる負担軽減に資するものである。
一方、MC情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料をMC情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加すると、従来より犬の飼い主から徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な歳入減となる。さらに、ワンストップサービスへの自治体の参加は任意であるため、参加自治体と不参加自治体が混在している(令和6年4月1日時点の参加率 16.8%)。このため、飼い犬が参加自治体から不参加自治体に転居した場合やその逆の場合においても、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとっても分かりにくい制度となっているといった支障がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市は狂犬病予防事業(犬の登録事務等)を、地方獣医師会委託しているが、同会から下記のとおり意見が寄せられている。
・ワンストップサービス参加自治体と不参加自治体が混在しているため、市民からの犬の転入手続の問合せに対する回答や、犬の登録業務に際し、逐一参加の有無を転入元自治体に確認する必要があり、業務を煩雑にしている。
・当市がワンストップサービスに参加する場合、犬の登録手数料の徴収を断念する可能性が高いが、その結果、動物衛生予算が削減され、地方獣医師会が行う狂犬病予防事業の縮小につながるものが危惧される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体がワンストップサービスに参加した場合でも、マイクロチップ情報の登録手数料と、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を同時に徴収できるようになれば、犬の所有者にとっても手続きが一度で済むため、利便性が向上するとともに、狂犬病予防事業を継続するための歳入を確保することができる。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 39 条の 7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても登録手数料が徴収できなくなることは大幅な歳入減となり、ワンストップサービスへの参加・不参加が混同している状況は事務手続上煩雑となっている。MC を広めるためにも飼い主に分かりやすい仕組みは必須であることから左記の改正が必要と考える。

○従来からの狂犬病予防法上の犬の登録に加え、令和4年6月1日よりマイクロチップの登録制度が併存しており、市民は2つの制度を混同し、マイクロチップの登録を行ったことで狂犬病予防法上の登録も行ったと誤認し、市窓口での手続が必要ないものと誤解する場合がある。特例制度に参加すれば、マイクロチップの登録を行うことで狂犬病予防法の犬の登録も同時に行うことができ、市民にとってワンストップサービスとなることが期待できる一方、MC 情報の指定登録機関である(公社)日本獣医師会は、狂犬病予防法上の登録手数料を MC 情報の登録手数料と同時に徴収することは行わないため、ワンストップサービスに参加した場合、従来から犬の飼い主より徴収していた狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上無くなり、自治体にとって大幅な収入減となる。

○ワンストップサービスに参加する場合、犬の登録に係る手数料徴収業務(手数料納付書の送付等)が自治体への負担となり、手数料滞納が発生する可能性もあることから、当市は不参加としている。当市を含めた全国の自治体のワンストップサービスの参加を促進させるためには、狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の MC 登録手数料の同時徴収等の制度改正の必要性があると考えます。

○「ワンストップサービス」に参加する自治体が少ない原因は、登録手数料の徴収に困難が伴うためであり、その改善策として、指定登録機関が登録手数料を徴収することが有効と考える。

○ワンストップサービスの参加自治体と不参加自治体が混在していることにより、手続が複雑化している実態があると考えます。犬の登録手数料とマイクロチップの登録手数料が自治体で徴収できるようになれば、市の歳入が確保でき参加自治体の増加が見込まれると考えられる。

○参加自治体と不参加自治体が混在しているため、事務が非常に煩雑になる他、飼い主にとって分かりにくい制度となっているといった支障は生じている。一方、すでに狂犬病の予防法の特例制度に参加し、運用している自治体が、環境省指定登録機関で手数料を徴収できることとなった場合においても手数料の改正は困難であることから参加自治体が増える方策が必要と考える。

○現在犬の登録を行っている市町村はワンストップに参加するに当たり、条例改正が必要であるが、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収する機会が実質上なくなり、歳入減となるため、議会等の承認が得られず、条例改正が困難な状況にある。そのため、当県における参加自治体はない。厚労省及び環境省が MC の登録料と各市町村の手数料条例に基づく登録手数料までを徴収することが可能であれば、歳入減はなくなり、ワンストップサービスへの参加も促進されることと考える。

各府省からの第 1 次回答

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。)第 39 条の 7 第 1 項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第 2 項の規定により、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第 5 項の規定に基づく届出があったものとみなすこととされているところ、この場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 8 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)で既にお示ししているとおり、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。

またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)で既にお示ししているとおり、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等とすることも可能である。

また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である(公社)日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。

引き続き「狂犬病予防法の特例制度」について必要な情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	115	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	115)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

犬猫のマイクロチップ(MC)情報を、不適切な飼育をしている飼い主への指導などのより広範な動物愛護行政に使用できるよう、使用目的の範囲を広げること。

具体的な支障事例

令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたことにより、犬猫への MC の装着及び環境省指定登録機関への犬猫情報の登録が飼い主に義務付けられたが、MC から読み取った情報は、迷子の犬猫の返還やブリーダー等への指導等、使用目的が非常に限られており、外飼いの猫の飼い主への指導や路上死体となった犬猫の飼い主への連絡等、他の動物愛護行政には使うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外飼いの猫により生活環境に支障をきたしている市民から、そのような猫のマイクロチップ情報を読み取ることにより、飼い主を特定し、指導をしてもらえないか、といった要望がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイクロチップ情報の使用用途が拡大すれば、外飼いの猫の飼い主が分かり、適正飼養に関する指導を行うことができる等、人と動物が共生する社会の実現につながることを期待される。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第1号)第 21 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、寒川町、松本市、名古屋市、城陽市、大阪府、寝屋川市、安来市、福岡市、大牟田市

○MC から読み取った情報は使用目的が限られていることから、路上死体となった犬の飼い主への連絡等ができず、処分後に飼い主が判明した場合に補償等の問題が発生することがある。

○マイクロチップ情報の使用用途を拡大すれば、外飼い猫の飼主への適正飼養についての指導等が可能とな

ることから、有益であると考える。

○当市において地域猫活動を行う団体から、飼い猫と野良猫の区別の仕方が難しいとの話があり、活動を円滑に進めるのを妨げている要因になっていると考える。マイクロチップをうまく活用できれば地域の猫問題の解決に近づくと考え。また、迷い猫の問い合わせもあるため、路上で亡くなってしまった場合など速やかに飼い主へ連絡できれば良いと考える。

各府省からの第1次回答

マイクロチップの制度において、収集した個人情報は、個人情報保護法第69条第1項にもとづき動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲として、例えば動物愛護管理法第36条にもとづき公共の場所において発見された動物の死体を収容した際の所有者への連絡、及び同法第35条にもとづき引取りを行った犬又は猫について所有者の発見に必要な範囲内において、マイクロチップ制度により収集した個人情報は利用可能である。

御指摘の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」についても、上述の個人情報が利用可能な場合に該当するか、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省へ個別に御相談頂きたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省、国土交通省、環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	121	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	121)			提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

水戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

景観法では、景観計画を策定又は変更（以下「変更等」という。）する場合、都市計画審議会（以下「都計審」という。）の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。

【措置例（下記の措置は当市において既に実施）】

- ・条例で景観審議会（以下「景観審」という。）を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える
- ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等

具体的な支障事例

【現行制度】

景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。

【支障事例】

景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。

また、景観計画は、都計審の議論としては相応しくない内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちである。

さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。

【制度改正の必要性】

自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。

平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。

支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。

今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等

が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになってきた現況等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。
また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。
さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機になり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。

根拠法令等

景観法第9条第2項及び同条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市

○都市計画審議会に「意見を聴く（意見聴取）」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに苦慮している。景観計画特有の専門性の高い内容（例：色彩基準等）に対して、都市計画審議会委員から「都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、そこを景観審議会で判断されているのであれば、意見が述べ難い」などの感想があった。

○現行法は、景観計画の変更のうち、軽易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分（例：景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など）の変更であれば不要とすることができるようにするなど、除外規定の設定が望まれる。

○都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては想定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催のためのスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されるとは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえでの景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続きの義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。

○県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められていることから、実務上、必要と思われる事案について実施することができるような、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考えられる。

○景観計画の変更に時間を要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ってしまうと、次に建て替わるまでの数十年間既存不適格状態となってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時期に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難となってしまう。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を経て進めることから、都計審への意見照会は法令上の手続き

に過ぎないものとなっているのが実態である。

○当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員や労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しいと感じる。

各府省からの第1次回答

景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	254	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	254）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって、市町村耐震改修促進計画策定を要件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域防災拠点建築物緊急促進事業においても、社会資本整備総合交付金と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同補助金の対象とすることを求める。

具体的な支障事例

当市では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金を活用している。

社会資本整備総合交付金（以下、「交付金」という。）では、令和5年3月2日付けの国土交通省課長通知より、交付金の交付対象事業のうち、市町村が事業主体となる住宅・建築物耐震改修事業については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第2項に定める市町村耐震改修促進計画（以下、「市町村計画」という。）を定めることを要件としているが、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画（以下、「整備計画」という。）を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途市町村計画を策定せずとも交付金の交付対象とするとしている。

一方で、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金は、「事業主体である地方公共団体が定めた市町村計画」が補助対象事業の要件であるため、市町村計画の策定が必要となる。

そのため、補助金を活用した場合、整備計画と市町村計画の策定が必要となり、二重の事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

整備計画と市町村計画を二重に策定する必要がなくなり、職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱
建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、浜松市、熊本市

○整備計画と市町村計画を二重に策定する必要がなくなれば、事務負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

地震国である我が国において、大地震時における被害を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を早急に推進する必要がある一方、耐震性の不足する既存不適格建築物は現行基準に適合させる法的義務のないこと、耐震改修等の経済的負担が大きいこと、所有者等が耐震化のメリットを感じにくいことなど課題が多い。こうした課題に対応するため、耐震改修促進法においては、規制的措置（耐震診断義務付け、指導・助言・指示・公表等）、誘導的措置（認定による規制緩和・表示・助成等）、普及啓発を組み合わせる計画的かつ総合的に施策を講じることとし、地方公共団体に耐震改修促進計画を定めることを求めている。

※令和5年4月時点で、都道府県についてはすべて、市町村については99%が耐震改修促進計画を定めて耐震化に取り組んでいる。

令和4年度地方分権対応にて発出した、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について（技術的助言）」（令和5年3月2日付け国住市第87号、国住事防第26号）において、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当」するとしている。したがって、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画における市町村計画に記載すべき内容の部分は、市町村計画と扱っているところ。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	258	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	258）			提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

建築基準法第 86 条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 86 条に基づく一団地認定について、区域縮小のための同意の要件を緩和するなどの措置を講ずること。

具体的な支障事例

都営住宅団地には、住棟の低層部分に複数の店舗区画を有する併存店舗付き住棟が存在し、店舗所有者はそれぞれ建物の区分所有権及び土地の借地権を有している。

都営住宅の建替えにより創出する余剰地（以下「創出用地」という）について民間事業者等による活用を考えているが、一団地認定区域内に建物を建てる際は、認定区域全てについて、通風や日影等に係る建築基準法適合性を確認するために建築図面等の提出が必要となるほか、工事の発注時期を地権者と調整するなど手続きが煩雑になるため、民間事業者等から、当該創出用地を一団地認定区域から除外してほしいとの要望を受けている。

現状、一団地認定の区域縮小のための規定がなく、実施するには現在の一団地認定を一度取り消し、新たな区域で再度認定を取り直す必要があるが、一団地認定の取消・再認定には地権者の全員同意が必要となり、申請者の負担が大きいたとも、全員の同意を取れる保証がない中で、事業を進めていくことにリスクがある。

今後、一団地認定区域内において、都営住宅の建替えや国家公務員住宅の新設等が段階的に計画されており、その都度、同様の問題が発生し、事業を円滑に進めることができないという問題に直面することが想定される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

防犯上等の理由から区域内の関係権利者と図面等を共有することに支障がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一団地認定の区域縮小に係る全員同意要件を緩和することで、都営住宅の建替え事業を円滑に進めることができるようになる。

根拠法令等

建築基準法第 86 条第 1 項・第 2 項及び第 6 項、第 86 条の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、横須賀市、鳥取県

○提案団体が期待する効果とは異なるが、当市には共同住宅、大規模商業施設及び小規模店舗等で構成された既存の一団地認定区域があり、区域内の建築物が老朽化し、建替えるにあたっては、法第 86 条の2の規定により改めて認定を受ける必要があることから、建築主がマンションの管理組合や事業者ではなく、小規模店舗を所有する個人等の場合、関係権利者への説明や一団地認定区域内の建替える建築物以外の建築物の作図等の認定の手続きに対する負担が大きい。一団地認定区域の縮小が可能となれば、このような一団地認定区域においても建替えが容易になると考える。

各府省からの第 1 次回答

一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。